

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第57回理事会

平成13年12月

理事会・運営審議会合同会議

平成13年12月17日 18:00～
四谷スクエア 麹町 3 F 華

次 第

1. 開 会

2. 協 議 事 項

韓国事業の終了に関する諸課題について

3. そ の 他

資 料

	ページ
韓国の債い事業	1
募金の現況	6

韓国における事業の推移

59/10) 政経提議
13.12.17

2001年11月28日 第56回理事会

1996年8月

基金事業の説明会をソウルで開く（運営審議会委員高崎、中嶋、野中、和田ら参加）

1996年12月

金田君子さんら受け取り意志を表明

1997年1月10日

日本政府が韓国政府に実施を通告

1997年1月11日

ソウルで7名の方への伝達（金平輝子団長、高崎、中嶋、野中ら参加）

1998年1月6日

韓国の新聞4紙に広告、記事は、事業内容、有資格者、申請実施機関「1997年1月11日より2002年1月10日まで」等を明示、この広告により申請した18人に支給

1998年5月7日

韓国政府、生活支援金を基金を受け入れないと誓約した被害者に支給
基金を受け取った7人などは除外

1998年6月

原理事長の金大中大統領あての書簡（韓国政府の生活支援金と基金の償い事業は両立させてほしい）を韓国大使に伝達、韓国大使よりノン・ペーパー（支給してくれるな）が渡される。こののち支給は事実上中止。

1998年年末

受け取りたいという希望がよせられる

1998年12月

村山元総理と和田が金大中大統領に会い、打開を要請、大統領、挺対協との話し合いを求める

1999年2月10日

第38回理事会で韓国事業の転換の三項目を決定。

- 1) 基金の償い事業の転換をする。新たな事業は、大韓赤十字社を通じ行うこととする。
- 2) 支給申請のあった被害者に対し支給する。
- 3) その他の手続き上の事項は、アドホック委員会を構成して行う。

1999年7月8日

三者懇は、外務省の報告をきき、韓国側との医療福祉支援プログラムへの3億円の提供は韓赤の拒否で成立しないことになったため、転換の決定を「取り消す」ことで合意。

1999年7月30日

第41回理事会は、基金事業は元の状態（広告時）に戻るとのことで一致する。今後は状況を検討しつつ個別に対応をしていくこととする。基金は引き続き韓国側の状況が変わるよう努力する。また、三者懇合意を基とし、以下の決定をした。保留とされた2名に対する支給を保留する、広告は出さず、個別にいまは支給できないと回答することを決める。

2000年9月1日

村山理事長就任

基金の5年間の活動報告発表。その中で韓国事業は「停止状態にある」と公式発表。

2002年1月10日

1998年1月6日広告で公示された申請受付締切日

13.12.17

(理事会・運営審議会合同)

現在の募金状況

募金キャンペーン2000(12.9.1～13.12.14)

(概算募金額)

政府等及び各省庁関係職域

3,988万円

都道府県等地方公共団体職域

1,337万円

主要労働団体

1,495万円

経済団体関連等

30万円

一般国民等

3,267万円

計 1億0,117万円

(参考)

寄付金総額収支状況

	収入総累計	支出総累計	差引残高
12.8.31 末	4億4,826万円	3億4,000万円(170人)	1億0,826万円
13.12.14 現在	5億4,943万円	3億7,600万円(188人)	1億7,343万円

〔部内資料〕

13. 12. 17

(理事会・運営審議会合)

今 後 の 見 込 み (既申請者分)

○フィリピンの現況 (2001. 8. 12 申請締切・認定作業中)

申請総件数 518件

13. 11. 末現在	支給済件数	132	——	132
13. 12 上旬	認定発生	33	却下件数 243	計 276
	計	165	243	408

今後の見込 $518 - 408 = 110$ 現在作業中

資金所要額 既認定分 33人分 + 見込分の内 (?)

○韓 国

申請済保留者 2人 + 受取希望申込者 4人 計 6人分 (1,200万円)

募金残充当 86人分 (1億 7,200万円)

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-4

外務省報道ぶり

5-37

新聞切り抜き

「慰安婦」・戦後問題関連

38-40

新聞切り抜き

女性・人権問題関連

41-50

新聞切り抜き

AWF関連

51-52

戦後補償実現！FAX速報 No.360 2001.12.1

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/sengohoshofax
受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail: cftrtyc@aol.com

◆最高裁、韓国人元BC級戦犯の謝罪・補償請求を退ける。再び立法裁量論で上告棄却

11月22日最高裁第1小法廷(澤井正雄裁判長)は、第2次大戦中に旧日本軍の軍属として採用され、タイ、マレーの捕虜収容所で捕虜監視員として従事し、虐待を行ったとして戦後BC級戦犯として処刑・拘禁された韓国人と遺族6人が日本政府に謝罪と賠償を求めた訴訟の判決を言い渡し、「戦争の犠牲や損害への補償は憲法の予想しないところで、補償のあり方は立法府の裁量的判断にゆだねられる」として、訴えを退けた1、2審の判決を支持し、原告側の上告を棄却した。原告は故林永俊さん(24歳で死刑)の遺族らで、敗訴が確定した。16日の第2小法廷での恩給判決(本紙359号参照)に続くもので再び立法裁量論で請求を退けた。韓国・朝鮮人の元BC級戦犯の訴訟としては先に99年12月に最高裁第1小法廷で同趣旨の請求が棄却されている(本紙283号参照)。台湾出身元BC級戦犯の補償請求訴訟も行われているが、司法による解決は困難とみられる。(11/22時事・共同、23朝日・毎日・読売、判決文は最高裁HPに:www.courts.go.jp)

◆韓国・朝鮮人「BC級戦犯者」の補償立法をすすめる会が補償立法試案を発表

韓国・朝鮮人「BC級戦犯」の補償立法をすすめる会(代表=三木睦子他)はこのほど12月8日付で発行した「立法ニュース」第2号で「旧植民地出身者である『BC級戦犯』の遺族等に対する措置に関する法律(今村試案-1)」を発表した。“象徴的補償を求めて”と題した特集号で、試案を紹介するとともに単独立法と包括立法などについて論考と座談会などを掲載している。1冊750円+送料180円。申込先=補償立法をすすめる会T/F03-5496-2473。なお、同会では12月8日(土)18:00、シニアワーク東京第1研修室(飯田橋)で交流会を開き、今村試案についての意見交換を行う予定で、関心ある方の参加を呼びかけている。

◆米カリフォルニア州裁が再び小野田セメントと米政府側の棄却請求を退ける決定

11月29日米カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所(ピーター・リクトマン判事)は、韓国系米国人の鄭在源(チョン・ジェウォン)さん(79)が小野田セメント(現太平洋セメント)を相手取って戦争中の強制労働に対する補償を請求している訴訟(本紙281、352号参照)で、再び棄却を求めた被告側の主張を退け、審理続行の決定を文書で通知した。このケースは米国訴訟の中で一番実質審理に踏み込んでいるもので、注目を集めている。被告側は9月15日に棄却請求が退けられた後も、サンフランシスコ連邦地裁(ボーン・ウォーカー判事)が9月19日に三井、三菱などの日本企業を相手にした韓国、中国、フィリピン人被害者らの訴訟を一括請求した判例を根拠に再度棄却の請求をした。また米国政府も11月2日に連邦政府としての意見書を法廷に提出するとともに7日に開かれた口頭弁論に司法省がエイミー・エレン検事を派遣し、連邦政府の見解としてカリフォルニア州の1999年時効延長法は憲法違反と主張し、棄却を求めた。これに対し、鄭氏の弁護団は昨年5月にサンフランシスコの第9連邦高裁が第2次大戦中のホロコースト犠牲者に対する保険金請求訴訟に関連して、同州が保険会社が資料を公開するよう義務付けた法を制定したのは違憲ではないとの判決

を出した例などを引いて、カリフォルニア州の時効延長法は州の立法機関固有の権限であり、違憲ではないと主張した。リクトマン判事は原告側の主張を全面的に受け入れて小野田側の棄却請求を却下し、小野田側資料の第2次開示を命じた。30日記者会見した鄭さんとバリー・フィッシャー弁護士らはこの決定を歓迎し、再び「歴史的で重要な判断」と高く評価した。この決定を受けて11月に東京で行われた小野田側資料の閲覧調査の第2回が12月にも実施される予定。(11/30共同、12/1LA Times, Korea Times, ICR。訂正=352号記事で、「リクトマン判事」⇒「リクトマン判事」、鄭さんの米国移住は「97年」ではなく「87年」に。)

●米ロスで国際会議「日本の人道に対する罪—性奴隷と強制労働」開催

11月29・30日ロサンゼルスでカリフォルニア大学リーバースサイド校民族文化研究学部などが国際会議「日本の人道に対する罪—性奴隷と強制労働」を開き、韓国、日本、中国、米国の研究者や被害者、関係者ら約100人が参加して報告と討論を行った。韓国からは元「慰安婦」の李玉仙さん、鄭鎮星ソウル大教授(挺対協共同代表)、崔鳳泰弁護士ら、中国から蘇習良上海師範大教授(中国「慰安婦」研究センター所長)、日本から林博史関東学院大教授、矢野久慶大教授、徐勝立命館大教授、有光健戦後補償ネット世話人らが参加し多角的な報告を行った。同大学のエドワード・チャン助教授らが呼びかけたもので、米西海岸で韓国系の研究者・活動家らがこうした規模の催しを開いたのは初めて。韓国女性省企画課長や在ワシントン韓国大使館員らも傍聴した。(11/30 LA Times, Korea Times, Korea Daily, ICR)

●＜案内＞声の劇団イマージュ第2回本公演・中国人強制連行問題を考える

12月7日(金)19:00、8日(土)14:00、19:00、9日(日)14:00野方区民ホールWIZ、関原暉作秋元良介潤色『生と死の遁走譜—劉連仁物語』、高木豊平作『セピアではなく—花岡事件異聞』、前売=1800円・当日2000円。問合せ=劇団イマージュT03-3380-4039、F03-3380-4041。

●＜案内＞アジアフォーラム横浜2001年証言集会

12月7日(金)18:30、神奈川県民センターホール(横浜駅西口徒歩5分)、“あのシンガポールで日本軍はなぜ華人を虐殺したのか?” 証言=李樟さん(シンガポール)、講演=林博史。参加費=千円(高校生500円)。連絡先=T/F045-503-3499(吉池)。

●＜案内＞包囲網は狭まっている! 今こそ、強制連行問題の決着を! 12・8全国集会

12月8日(土)13:00、港区立勤労福祉会館、講演「日本の戦後処理をめぐる国際的動向と強制労働問題解決の展望」荒井信一、各支援団体の報告・討論、参加費=500円。主催=強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワークT090-2466-5184、F03-3234-1006。(12・7対企業行動 10:00不二越本社、12:00三菱重工本社、14:00日経連、15:00経団連)

【裁判情報】●12月10日(月)13:45 三菱広島元徴用工裁判控訴審第8回公判、広島高裁304号(7:30三菱広島製作所前情宣・申入れ、9:00社宅ビル入れ、9:30三菱中国支社申入れ、14:30報告集会、弁護士会館)。●12月12日(水)13:30名古屋三菱第10回公判、名古屋地裁大法廷。

＜予告＞FAX速報Eメール版&FAX版値下げのお知らせ

本紙の受信料を受信料完納者に限り、来年1月より引き下げます。新しい受信料は月額500円、年間6000円です。今月末までに請求書をお送りしますので、1月末までに完納下さい。なお、郵送での受信料は従来どおり月額千円です。(資料交換・贈呈者を除く)

戦後補償ネットワーク会計部

【お知らせ】FAX速報HPアドレス変更:members.aol.com/sangohoshofaxに変わりました。

【お詫び】今号発行が遅れました。お詫びします。

編集部

戦後補償実現！FAX速報 No.361 2001.12.8.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/sengohoshofax

受信料：月額1000円（切手可）郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 E-mail: cftrtyo@aol.com

◆中国残留邦人らが日本政府を提訴。「中国に放置し、保護怠った」と賠償請求

戦後中国に取り残された「中国残留孤児」の鈴木則子さん(72)ら3人の日本人女性が、長期間中国に放置され、帰国後の生活支援も不十分だったことは基本的人権を保障した憲法に違反すると1人当たり2千万円の賠償を求めて12月7日国を相手取って提訴した。中国残留邦人による戦後補償裁判は初めて。開拓団として中国東北部に渡り、敗戦時11～16歳だった3人は78～83年に帰国。提訴後の記者会見で鈴木さんらは「国策で中国に送り出され、今は生活に苦しんでいる。なぜ十分な保護がないのか？私たちを切り捨てた国の無責任に憤りを感じる。失われた権利を返してほしい」と訴えた。(12/8朝日・毎日・読売、11/29朝日・毎日)

◆臨時国会終了。「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」「国会図書館法」継続審議に

7日第153臨時国会が閉会した。11月14日参議院に民主・共産・社民党が共同提案した「戦時性的強制被害者問題の解決の促進のための法案」は、5日内閣委員会に付託され、6日継続審議となった。昨年と同趣旨の法案が4回提案されているが、継続審議になったのは初めてで、次期通常国会冒頭から審議入りを求めるロビー活動が可能となった。衆議院に提出されていた「恒久平和調査局」設置のための「国立国会図書館法」一部改正案も再び継続審議となった。なお、シベリア抑留体験者で組織する全国抑留者補償協議会は11月27日に各党の国会議員に未払い賃金の支給と戦地並みの恩給加算を求める7,807人分の請願署名を提出した。次の通常国会は、早ければ1月10日頃召集の見込み。

◆ブッシュ米大統領、元捕虜らの訴訟支援の2002年度予算修正条項を削除

11月28日ブッシュ米大統領は2002年度の国務、司法省などの歳出法案に署名したが、ローラ・バッカー、マイク・ホンダ下院議員らが提案し、一旦上下両院で可決された元米兵捕虜らが強制労働をさせられた日本企業を訴える訴訟を米司法省や国務省が妨害することを禁じた修正条項(本紙344、352号参照)は最終的に削除された。米政府は、「修正条項は日本との関係に悪影響を与え、反テロ国際包囲網を構築する上で不利益をもたらす」と主張し、フォーリー前大使ら歴代駐日大使、日系の有力議員ダニエル・イノウエ上院議員らが削除を求め、日本政府も懸命に削除を働きかけた結果、上下院両院協議会が「付帯条項についての政府の意見を理解する」として削除を決定し、11月中旬に両院もそれぞれ削除を認めた。日米政府の巻き返しが功を奏した形。しかし、反テロ戦が一段落すれば、日本に対応を求める声が議会で再び高まる可能性も指摘されている。(11/30共同)

◆ハーグで「女性戦犯国際法廷」判決。昭和天皇ら10人に「有罪判決」

昨年12月に東京で開催された民間法廷「女性戦犯国際法廷」(本紙319号参照)の最終判決が4日ハーグで言い渡され、慰安婦制度は「人道に対する罪」に当たると判断、最高責任者の昭和天皇や東条元首相ら10人を「有罪」とし、日本政府に謝罪と補償を求めた。民間法廷のため判決に法的拘束力はないが、戦時中の性暴力の責任を明確にできたと主催者らは評価している。(12/5時事・朝日、毎日夕刊、)

⇒香港で軍票裁高裁判決への抗議デモ、賠償立法求め小泉首相あて書簡

10月16日最高裁で請求棄却判決のあった香港軍票訴訟(本紙356号参照)の原告らが所属する香港索償協会の会員約150人は、11月27日香港の日本総領事館にデモを行い、判決に抗議した。呉滋興会長が日本政府に賠償立法を求める書簡を領事館員に手渡した。(11/28毎日)

⇒カザフスタンがシベリア抑留者名簿を引き渡し、新たな死亡者など確認の可能性も

12月7日カブドゥラフマノフ・チェレウ駐日カザフスタン大使が厚生労働省で坂口厚労相に第2次大戦中に現在のカザフスタンに抑留された日本人2585人の名前や埋葬地が記された名簿を引き渡した。厚労省の発表では、戦後シベリアに抑留され強制労働などで亡くなった日本人は約5万3千人。内、旧ソ連から名簿が提出されたのは4万人分で1万3千人が不明。今回の名簿が旧ソ連提出名簿と重複していなければ、新たに死亡者が確認される可能性がある。厚労省がこれまでに収集した遺骨は1万2500人分で、来春までに約2千柱の収集を終える予定だが、新たな埋葬地などが確認されれば遺骨収集を継続する。(12/7NHK)

⇒ヤコブ病訴訟も国が責任認め和解協議へ。ハンセン病訴訟の和解も進む

汚染された硬膜を移植されヤコブ病にかかったとして患者・遺族らが国と製薬会社に賠償を求めている訴訟で11月22日坂口厚労相は国の責任を認め、和解協議に応じると表明した。東京、大津両地裁が国の責任を認め、「国は法的責任の存否の争いを超えて被害者救済を行うのが妥当」と示した所見を受け入れたもので、提訴していない患者も含めた全面救済めざし、協議が始まった。原告団は患者1人当たり6千万円を基準額とする案を4日両地裁に提出した。国は「謝罪」を含む加害責任を明確にしていなかったが、坂口厚労相は13日発売予定の著書の中で「謝罪」する覚悟を記しているという。一方、4日ハンセン病「瀬戸内海訴訟」も岡山地裁で最後に残っていた原告3人が国と和解し、原告362人全員の和解が成立した。東日本訴訟に続き、訴訟が終結した。他方、熊本地裁は7日2度目の和解案として基準額を含む所見を示し、国に早期解決を促した。7月の和解勧告は国が受入れを拒否していた。(11/22各紙夕刊、12/4読売、毎日夕刊、7朝日夕刊、9朝日)

⇒＜案内＞ふたたび戦争をはじめないために・南京1937⇒2001東京

12月15日(土)13:30、星陵会館ホール(永田町)、証言＝南京大虐殺生存者・元日本軍兵士、報告＝経盛鴻(南京師範大学教授)、リレー・トークほか。＊集会後追悼デモ、主催＝2001年12月集会実行委員会T/F03-3942-8612(ABC企画)。

⇒＜案内＞毒ガス被害者の証言を聞く会Vol.1—中国および日本国内の被害

12月18日(火)18:30、中野区勤労福祉会館ホール(中野駅南口徒歩3分)、証言＝山口千三・奥山辰男(元相模海軍工廠徴用工)、金子安次(元日本兵・中国帰還者連絡会)、蘇向岸(中国人弁護士)、連絡先＝中国人戦争被害者の要求を支える会T03-3942-8591、F03-3942-8593。

⇒＜案内＞平頂山事件の生存者・莫徳勝さんの証言を聴く会

12月19日(水)18:30、豊島区民センター(池袋駅東口徒歩5分)、参加費＝千円(大学生以下500円)、主催＝証言を聴く会実行委員会T03-3942-8591、F03-3942-8593。

【裁判情報】①12月18日(火)10:00 遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁。②12月19日(水)10:30 平頂山事件訴訟、東京地裁103号(原告本人尋問:莫徳勝さん、芝池京都大教授証人尋問)。③12月20日(木)13:30 中国・山西省性暴力被害者裁判第12回公判(証人尋問＝楊宝貴・張富海さん)、東京地裁527号(傍聴抽選集合12:50地裁玄関前、報告集会18:30全水道会館6F中会議室)。